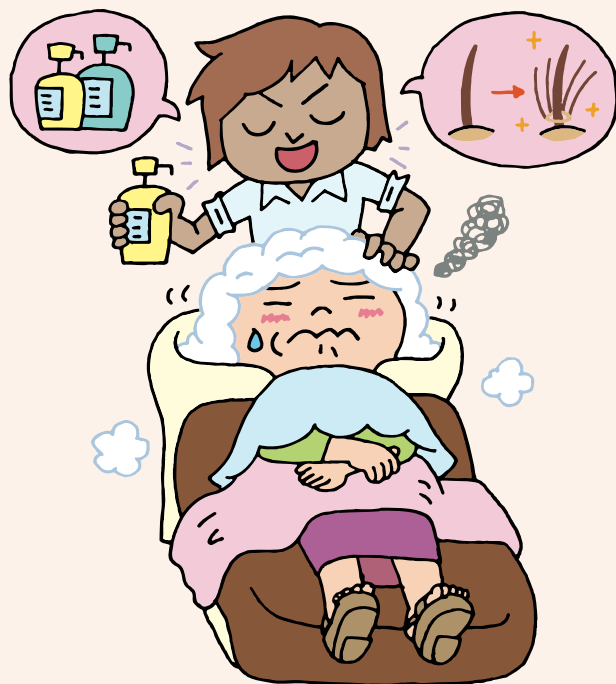


## 見守り 新鮮情報

購入した女性用**かつら**の**無料アフターケア**のため、店舗に定期的に通っていたところ、**行く度に**、シャンプーや育毛剤、増毛サービス等を**勧められた**。かつらを外して頭髪を**シャンプーして**  
**もらっている**

**最中**など、すぐに**帰れない状況**の中で**勧誘**されるので、**仕方なく契約**してしまった。これまで総額で**300万円**程の契約になってしまい、支払いが困難である。  
(70歳代 女性)



# かつらの アフターケアの度に、次々と 新たな契約をさせられた

## ひとこと助言

その場で  
契約しないで



見守るくん

- 購入したかつらのアフターケア(かつらや頭髪の手入れ等)のため店舗を訪れる度に、新しいかつらや関連商品等を強引に勧められるという相談が寄せられています。
- 自分に必要なものか検討し、その場で契約しないようにしましょう。断りにくい状況でも、不要な場合はきっぱりと断る勇気が大切です。
- 誰にも相談できないまま契約を重ね、問題が深刻化する例もあります。家族や周囲の人は、本人の様子が変わらないか、家の中に見慣れない商品や不審な契約書がないかなど、日ごろから気を配りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。